

税務Q&A



電子帳簿保存法って 今はどうなっているの？

九州北部税理士会 福岡支部 調査研究委員会 稲岡 良平
(ホームページ <http://www.kyuhokuzei-fukuoka.jp>)



電子取引データ保存の義務化について、当初は、宥恕規定に該当する場合を除き、全ての事業者が全ての電子取引データの電子保存が必要だと聞いていました。その後、何度か法律の改正があったとも聞きました。結局、現在はどのような状態になっているのですか。



電子帳簿保存法は、①電子帳簿等保存、②スキャナ保存、③電子取引データ保存、の3つの項目にわかれています。①②は任意となっていますが、③は義務となっており、全ての事業者(法人・個人事業主問わず)がその対象となっています。

この義務化は、法人税や所得税に関して帳簿・書類を保存する義務のある方が、注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データをやりとりした場合(受け取った場合だけでなく送った場合も含みます。)には、その電子データを電子的に保存しなければならないというものです。つまり、紙にプリントアウトして保存しても、それは保存と認められないということです。令和5年12月31日までは宥恕規定により一定の場合には書面による保存が認められていました。しかし、令和6年1月1日以降については原則通りの保存が求められます。原則とは、①改ざん防止のための措置をとること、②「日付・金額・取引先」で検索できること、③ディスプレイやプリンタ等を備え付けることです。しかし、以下の場合には例外規定もあります。

(1) 次の(A)(B)に該当する者は、税務調査等の際に電子取引データの「ダウンロードの求め(調査担当者にデータのコピーを提供すること)」に応じることができるようにしている場合、検索機能の全てが不要となります。

(A) 基準期間(2課税年度前)の売上高が5,000万円以下の保存義務者

(B) 電子取引データをプリントアウトした書面を、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理された状態で提示・提出することができるようにしている保存義務者

(2) 次の(C)(D)の要件をいずれも満たしている場合には、改ざん防止や検索機能など保存時に満たすべき要件に沿った対応は不要となり、電子取引データを単に保存することができます。

(C) 保存時に満たすべき要件に従って電子取引データを保存することができなかったことについて、所轄税務署長が相当の理由があると認める場合(事前申請等は不要)

(D) 税務調査等の際に、電子取引データの「ダウンロードの求め」及びその電子取引データをプリントアウトした書面の提示・提出の求めにそれぞれ応じることができるようにしている場合

例外規定のイメージ図です。

	① 改ざん防止	② 検索	③ ディスプレイや プリンタ等	備考
原則	○	○	○	
(1)(A) 例外その1 基準期間売上高が 5,000万円以下	○	×	○	・ダウンロードの 求めに応じる
(1)(B) 例外その2 プリントアウト 書面の提示・提出	○	×	○	・出力書面の 整理・保存 ・ダウンロードの 求めに応じる
(2) 例外その3 猶予規定	×	×	×	・相当の理由あり ・出力書面の保存 ・ダウンロードの 求めに応じる

ご不明な点は、税理士等の専門家にご相談いただくほか、必要に応じて国税庁ホームページもご参照ください。